

令和5年度第1回 岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会

次 第

開 催 日：令和5年7月21日（金）

開催方法：書面開催

議 題

第5期岡山県障害者計画の策定方針・骨子（案）について

資 料

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会委員名簿

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会について

【資料1】第5期岡山県障害者計画の策定方針について

【資料2】第5期岡山県障害者計画の骨子（案）について

【参考資料1】国の障害者基本計画及び基本的な指針と県・市町村の計画との関係

【参考資料2】第5次障害者基本計画概要（出典：内閣府、一部抜粋）

【参考資料3】国の第5次障害者基本計画において新設された主な事項

【参考資料4】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針概要（出典：厚生労働省、一部抜粋）

【参考資料5】第5期岡山県障害者計画の構成（新旧比較表）

岡山県障害者施策推進審議会、岡山県自立支援協議会
委員名簿（50音順）

任期：～令和6年5月31日

	氏 名	職 名	自立支援協議会	施策推進審議会
1	石原 秀郎	岡山県自閉症協会理事長	○	○
2	伊山 義晴	岡山県難病団体連絡協議会会長	○	○
3	大森 賢二	備前市保健福祉部長		○
4	梶谷 淳子	岡山県立倉敷まきび支援学校長	○	○
5	片岡 美佐子	公募委員		○
6	来住 由樹	岡山県自立支援協議会強度行動障害支援部会会長	○	
7	阪井 ひとみ	岡山県精神障害者家族会連合会副理事長	○	○
8	鈴木 健司	公募委員		○
9	田中 美保子	岡山県手をつなぐ育成会会長	○	○
10	徳弘 昭博	吉備高原医療リハビリテーションセンター名誉院長		○
11	中島 洋子	まな星クリニック院長	○	○
12	永田 拓	岡山県自立支援協議会人材育成部会会長	○	
13	中西 厚美	岡山県聴覚障害者福祉協会会長		○
14	檜原 幸二	岡山県自立支援協議会医療的ケア児等支援部会会長	○	
15	難場 誠二	公募委員		○
16	萩原 義文	就労継続支援 A 型事業所協議会理事長・岡山県自立支援協議会就労支援部会会長	○	○
17	福田 司	岡山県議会議員		○
18	藤田 勉	岡山県身体障害者福祉連合会会長	○	○
19	水田 健一	岡山県社会福祉協議会常務理事	○	○
20	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	○	○
21	薬師寺 明子	美作大学生活科学部准教授		○

岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会について

県障害者計画及び県障害者福祉計画・県障害児福祉計画の策定にあたり、ご意見を伺うこととなっています。

設置根拠等は、下記のとおりです。

岡山県障害者施策推進審議会

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 設置根拠 | <ul style="list-style-type: none">・ 障害者基本法（必置）・ 岡山県障害者施策推進審議会条例 |
| <input type="checkbox"/> 関係する県計画 | <ul style="list-style-type: none">・ 岡山県障害者計画
(障害のある人のための施策に関する基本計画) |
| <input type="checkbox"/> 審議会の所掌事務 | <ul style="list-style-type: none">・ 県障害者計画策定にあたっての意見・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見・ 県の障害者に関する施策の実施状況の把握 など |

岡山県自立支援協議会

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 設置根拠 | <ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（努力義務）・ 岡山県自立支援協議会設置要綱 |
| <input type="checkbox"/> 関係する県計画 | <ul style="list-style-type: none">・ 岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画
(障害福祉サービスの利用見込量や提供体制の確保を定め、その円滑な実施に関する計画) |
| <input type="checkbox"/> 協議会の所掌事務 | <ul style="list-style-type: none">・ 県障害福祉計画策定にあたっての意見・ 障害者等への支援体制の整備に関する協議 など |

第 5 期岡山県障害者計画の策定方針について

1 策定理由

- 障害者基本法に基づく「第 4 期岡山県障害者計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」について、現在、国の計画と県の計画の策定期間に 3 年のずれがあることから、国の「第 5 次障害者基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」を適時県の計画に反映し、障害のある人に関する施策をさらに推進するため、「第 5 期岡山県障害者計画」を前倒しして策定する。
- 併せて、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第 6 期岡山県障害福祉計画・第 2 期岡山県障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）」の計画期間が今年度で終了することから、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、「第 7 期岡山県障害福祉計画・第 3 期岡山県障害児福祉計画」を、第 5 期岡山県障害者計画と一体のものとして策定する。

2 策定の考え方

（1）岡山県障害者計画、岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画の統合

- 令和 5 年度から始まった国の「第 5 次障害者基本計画」を速やかに反映させるため、「第 5 期岡山県障害者計画」の策定期間を令和 7 年度から令和 5 年度へ前倒しする。
- 県には、障害者福祉に関する計画が 2 つ（冊）あり、策定期間と計画期間が統一されておらず、また 2 つの計画で重複する内容があるなど、県民にとって分かりにくいものとなっていることから、これらの計画を統合し、重複部分を解消する。

（2）策定の方向

- 国の「第 5 次障害者基本計画」及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を基本とし、県の総合的計画「晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめ、関連する他の県計画との整合性や、現行の岡山県障害者計画策定後の社会動向等を踏まえた計画とする。
- 「岡山県障害者計画策定に関する県民意識調査」及び「障害のある人を対象としたアンケート」の結果も踏まえて計画を策定する。

〔アンケート調査の概要〕

障害福祉施策のニーズ等を把握し、第 5 期岡山県障害者計画策定の基礎資料とするため、無作為に抽出した県民 1,000 人及び障害のある人 1,500 人を対象にアンケート調査を実施中

アンケートの集計結果は、次回の審議会・協議会で報告予定

- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月19日成立、同月25日公布）」（いわゆる、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項の規定に基づき、当該法律の趣旨も踏まえて、第5期岡山県障害者計画を策定する。

〔参考：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（抄）〕

（障害者基本計画等との関係）

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

3 計画の期間

- 令和6年度から令和10年度までの5年間
- 障害福祉計画・障害児福祉計画については、策定される国の基本指針を踏まえて3年ごとに評価を行い、計画を見直す。
- 障害のある人を取り巻く国の動向や社会の変化に的確に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の変更を行う。

〈計画の期間と策定（改定）の時期〉

		年度												
		2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
岡山県障害者計画			第5期					第6期					第7期	
第1部	総論						◎					◎		
第2部	施策の展開	◎										◎		
第3部	障害福祉計画・ 障害児福祉計画	◎			◎			◎			◎			◎

「◎」＝策定（改定）する年度

4 策定スケジュール

令和5年	6月	アンケート調査
	7月	第1回審議会・協議会（骨子案協議）〔書面開催〕
	11月	第2回審議会・協議会（素案協議、アンケート結果報告等）
	11～12月	パブリックコメント
令和6年	2月	第3回審議会・協議会（最終案協議）
	3月	計画策定・公表

第 5 期岡山県障害者計画の骨子（案）について

1 計画の全体構成

[補足説明]

- (1) 第 4 期岡山県障害者計画の構成を基本とし、県障害者計画、県障害福祉計画・障害児福祉計画で重複する内容は、県障害者計画に集約します。
- (2) 第 1 部及び第 2 部を県障害者計画、第 3 部を県障害者福祉計画・障害児福祉計画とします。

〔計画の全体構成〕

第 1 部 総論

第 1 章 計画の基本

第 1 節 計画策定の背景

第 2 節 計画の性格及び位置付け

第 3 節 計画の期間

第 4 節 障害のある人の定義

第 5 節 計画の推進体制

第 2 章 計画の体系

第 1 節 計画の基本理念

第 2 節 横断的視点

第 3 節 施策の体系

第 3 章 障害のある人を取り巻く現状と課題

第 1 節 地域生活

第 2 節 安全・安心な生活環境

第 3 節 教育の振興

第 4 節 文化芸術活動・スポーツ・国際交流

第 5 節 雇用・就業、経済的自立

第 6 節 保健・医療

第 7 節 情報アクセシビリティ

第 8 節 防災・防犯

第 9 節 差別の解消及び権利擁護

第 2 部 施策の展開

第 1 章 地域生活の支援

第 2 章 安全・安心な生活環境の整備

第 3 章 教育の振興

第 4 章 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

第 5 章 雇用・就業、経済的自立の支援

第 6 章 保健・医療の充実

第 7 章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

第 8 章 防災・防犯等の推進

第 9 章 差別の解消及び権利擁護の推進

第 10 章 数値目標

第 3 部 障害者福祉計画・障害児福祉計画

第 1 章 障害のある人の状況

第 1 節 身体障害

第 2 節 知的障害

第 3 節 精神障害

第 4 節 難病

第 2 章 障害保健福祉圏域の設定

第 3 章 数値目標

第 4 章 障害福祉サービス等の見込量

2 計画の性格及び位置付け

- (1) 障害のある人の自立や社会参加の支援について、施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保を図るため、下記の3つの計画で構成する。
- (2) この計画は、障害者文化芸術活動推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づき策定する「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としても位置付けるほか、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものとする。

	内容	根拠法令等
障害者計画 (第1,2部)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉分野に限らず、医療、教育、雇用、まちづくり等、障害のある人の社会生活や日常生活に関係する全ての施策分野にわたる基本的な計画 ○国の障害者基本計画を基本としつつ、障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する県の考え方や方向性について定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法第11条第2項 ・障害者文化芸術活動推進法第8条 ・難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針
障害福祉計画 (第3部)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 ○市町村の障害福祉計画との整合性を図りつつ、障害福祉サービス等の必要量の見込みや確保等について定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第89条第1項
障害児福祉計画 (第3部)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児通所支援等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画 ○市町村の障害児福祉計画との整合を図りつつ、障害児通所支援等の提供体制の確保等について定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第33条の22第1項

3 計画の基本理念

この計画の基本理念を定める。

全ての県民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

[補足説明]

障害福祉分野における取組は、継続性を持って行う必要があるため、基本理念は現計画のものを継承します。

4 横断的視点

基本理念のもと、次の視点を踏まえて取組を推進する。

(1) 自立と社会参加

- 障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳を大切にされ、本人の望む地域でその尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営む
- 就労、スポーツ、文化芸術活動、レクリエーションなどを通じて、障害のある人が個性を生かし、可能性を伸ばす
- 障害のある人一人ひとりの障害特性や生活実態に応じたきめ細かい支援による、生活の質の向上

(2) 主体的な選択

- 障害のある人が適切に意思決定でき、その意思を表明することができる（自己決定の尊重）
- アクセシビリティの向上による、障害のある人の活動や社会への参加を制限している社会的障壁の除去

(3) 地域での共生

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活するための、ニーズに応じた保険・医療・福祉サービス等の提供
- 障害のある人が安全・快適に生活するための、心・情報・物の障壁を取り除くバリアフリーのまちづくりの推進

5 施策の体系

基本理念に掲げる社会の実現に向けて、横断的視点を踏まえ、計画を効率的・効果的に推進するための9つの施策項目と施策項目ごとの取組の方向を設定する。

施策項目	取組の方向
(1) 地域生活の支援	① 相談支援体制の充実
	② 地域移行の推進・在宅サービス等の充実
	③ 障害福祉サービスの質の向上
	④ 障害のある子どもへの支援の充実
	⑤ 人材の育成・確保
	⑥ 福祉用具の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等
(2) 安全・安心な生活環境の整備	① 障害のある人に配慮したまちづくり
	② 住宅の確保・生活関連施設のバリアフリー化
	③ 公共交通機関・移動手段等のバリアフリー化
	④ 公共的施設等のバリアフリー化
(3) 教育の振興	① インクルーシブ教育システムの推進
	② 教育環境の構築・整備
	③ 高等学校等における障害のある学生支援の推進
	④ 生涯を通じた多様な学習活動の推進
(4) 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進	① 文化芸術活動の推進
	② 障害者スポーツの推進
	③ 国際交流の推進
(5) 雇用・就業、経済的自立の支援	① 障害のある人の雇用の推進
	② 総合的な就労支援(※1)
	③ 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
	④ 一般就労が困難な障害のある人に対する支援(※1)
	⑤ 経済的自立の支援
(6) 保健・医療の充実	① 保健・医療の充実等
	② 精神保健・医療の提供等
	③ 保健・医療人材の育成・確保
	④ 難病に関する施策の推進
	⑤ 疾病等の予防・早期発見・治療
	⑥ 難聴児の早期発見・早期療育推進(※2)
(7) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	① 情報通信における情報アクセシビリティの向上
	② 意思疎通支援の充実
(8) 防災・防犯等の推進	① 防災対策の推進
	② 防犯・交通安全対策の推進
	③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
(9) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 障害を理由とする差別の解消の推進
	② 権利擁護の推進
	③ 行政機関等における配慮

(※1) 国の第5次障害者基本計画を踏まえて、項目名を一部変更した。

(※2) 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本指針を踏まえて、項目を追加した。

6 施策の展開

[補足説明]

計画の基本理念、国の第5次障害者基本計画等を踏まえて、施策項目ごとに基本的考え方、取組の方向、具体的取組を定めます。以下には「基本的考え方」をお示しします。取組の方向ごとの「具体的取組」については、次回の審議会・協議会でお示しします。

(1) 地域生活の支援

- 本人の自己決定を尊重する観点から、身近な地域で充実した相談支援が受けられる社会の実現を目指す。
- 必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられる体制が整い、地域移行が促進される社会の実現を目指す。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

- 岡山県福祉のまちづくり条例等の推進により、施設等のバリアフリー化、住宅の確保、移動・外出しやすい環境などの整備が進み、障害のある人を含むすべての県民が安心・安全・快適に暮らすことができる社会の実現を目指す。

(3) 教育の振興

- 全ての幼児児童生徒の自立と社会参加を支援する観点から、障害の有無に関わらず、可能な限りともに教育を受けることのできる社会の実現を目指す。
- 高等学校等の教育機関において、障害のある生徒・学生等に合理的な配慮が十分に提供されている社会の実現を目指す。

(4) 文化芸術活動・スポーツ・国際交流等の推進

- 障害のある人が文化芸術活動やスポーツ等を楽しむことで社会生活が豊かになり、社会参加の促進を通じて県民の障害に対する理解と認識が深まっている社会の実現を目指す。
- 地域における障害者スポーツがより一層普及し、地域から競技性の高いアスリートが生まれる社会の実現を目指す。
- 文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害のある人の国際交流等が活発になっている社会の実現を目指す。

(5) 雇用・就業、経済的自立の支援

- 多様な就業機会の確保や障害特性に応じた就業支援により、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮でき、地域で自立した生活を営むことができる社会の実現を目指す。
- 障害者施設等における工賃の水準の向上を通じて、一般就労が困難な障害のあ

る人も安心して暮らせる社会の実現を目指す。

(6) 保健・医療の充実

- 地域医療体制等の充実により、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる社会の実現を目指す。
- 切れ目のない支援により入院中の精神障害のある人の早期退院や地域への円滑な移行・定着が進み、社会的入院が解消された社会の実現を目指す。

(7) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の推進により、障害のある人が容易に情報の取得、利用及び意思疎通できる社会の実現を目指す。

(8) 防災・防犯等の推進

- 災害に強い地域づくりの推進により、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活することができる社会の実現を目指す。
- 防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進により、障害のある人が犯罪被害や消費者被害から守られている社会の実現を目指す。

(9) 差別の解消及び権利擁護の推進

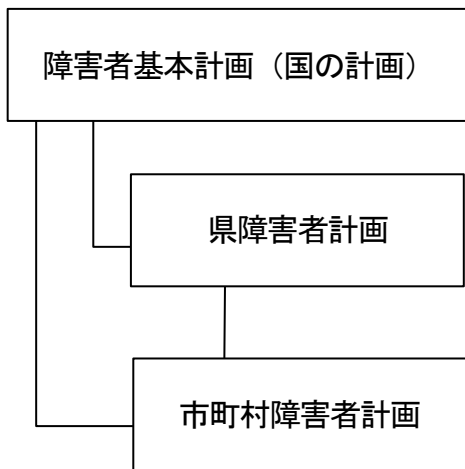
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の一層の浸透や障害者差別の解消の推進により、社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別がない社会の実現を目指す。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の一層の浸透や権利擁護、虐待防止等の推進により、障害のある人の権利侵害の防止や被害の救済が図られた社会の実現を目指す。

7 上記以外の項目

「1 計画の全体構成」の項目のうち、上記2～6以外の項目の具体的な内容については、次回の審議会・協議会でお示しします。

国の障害者基本計画及び基本的な指針と県・市町村の計画との関係

◆障害者計画 ※根拠：障害者基本法

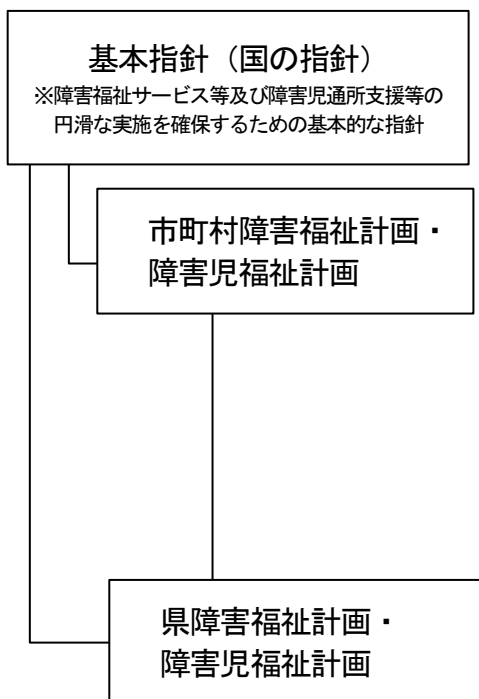


政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈障害者基本法第 11 条 1 項〉

県は、障害者基本計画（国の計画）を基本として、県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。〈障害者基本法第 11 条 2 項〉

市町村は、障害者基本計画（国の計画）及び県障害者計画を基本として、市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。
〈障害者基本法第 11 条 3 項〉

◆障害福祉計画・障害児福祉計画 ※根拠：障害者総合支援法、児童福祉法



厚生労働省は、障害福祉サービス等の提供体制を整備し、事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 87 条 1 項〉

市町村は、基本指針（国の指針）に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 88 条 1 項〉

市町村は、基本指針（国の指針）に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。
〈児童福祉法第 33 条の 20〉

県は、基本指針（国の指針）に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。〈障害者総合支援法第 89 条 1 項〉

県は、基本指針（国の指針）に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。
〈児童福祉法第 33 条の 22〉

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセスシビリテイ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容（11の分野）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセスシビリテイの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進

5. 行政等における配慮の充実

6. 保健・医療の推進

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

8. 教育の振興

9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

IV おわりに（～今後に向けて～）

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進すること、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
 ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に關し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
 ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあることにも対する支援の充実

8. 教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活画面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

国の第5次障害者基本計画において新設された主な事項

I. 第5次障害者基本計画について

1. 位置付け

- 障害者基本計画の策定や変更にあたっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定の趣旨を踏まえる旨の記載が追加された。

II. 基本的な考え

下記の項目が新設された

3. 社会情勢の変化

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

III. 各分野における障害者施策の基本的な方向

下線部の取組が新設された。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

・虐待防止

- 強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備
- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置、従事者への虐待の防止の研修実施、虐待防止責任者の設置の徹底

・障害者本人に対する意思決定支援

- 相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上
- 成年後見制度の見直しに向けた検討

・障害を理由とする差別の解消の推進

- 障害者差別解消法改正法の円滑な施行に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組の実施

2. 安全・安心な生活環境の整備

・小規模店舗のバリアフリー整備促進

- 地方公共団体へのバリアフリー法に基づく条例制定働きかけ、小規模店舗のバリアフリー設計等の留意点の店舗事業者等への周知、バリアフリー改修に対する支援

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援の負担軽減

○障害福祉サービス等の情報提供、障害者の家事援助・短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保

8. 教育の振興

- ・特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

○小・中・高等学校等に採用後おおむね 10 年目までに特別支援学級の教師や特別支援学校の教師を複数年経験することや、教員育成指標（都道府県教育委員会等が策定）への特別支援教育の明確な位置付けを目指す。

- ・生涯を通じた多様な学習活動の充実

○視覚障害者の読書環境の整備を促進、図書館サービス人材等の育成

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的な推進、こどもたちの多様な学習・体験活動等の充実

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備

○地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

参考資料 4

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第5期岡山県障害者計画の構成（新旧比較表）

